

東京都歯科保健対策推進協議会設置要綱

(設 置)

第1 東京都歯科保健推進計画及び歯科口腔保健の推進に関する法律（平成23年法律第95号）（以下「歯科口腔保健法」という。）に基づき都民の歯と口の健康づくり対策を推進するため、区市町村や歯科関係団体との連携・調整を図りながら、総合的な協議を行う場として、東京都歯科保健対策推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2 協議会は、次の事項について協議し、必要に応じて保健医療局長に意見を具申する。

- (1) 都の歯科保健対策の評価と今後の進め方に関すること。
- (2) 地域歯科保健対策推進の基本的方向に関すること。
- (3) 歯科口腔保健法第7条から第11条に規定される施策に関すること。
- (4) 東京都8020運動推進特別事業に関すること。
- (5) その他必要と認められること。

(構 成)

第3 協議会は、学識経験を有する者、歯科保健医療に従事する者、関係団体等の代表、歯科保健医療サービスを利用する立場にある者、介護保険関係者、産業保健関係者及び行政機関の職員等のうちから、保健医療局長が委嘱し、又は任命する委員20名以内をもって構成する。

(委員の任期)

第4 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(座 長)

第5 協議会に座長及び副座長を置く。

- 2 座長は、委員の互選により定め、副座長は座長が指名する者をもって充てる。
- 3 座長は、協議会の会務を総理する。
- 4 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるときは、その職務を代理する。

(招 集 等)

第6 協議会は、座長が招集する。

- 2 座長は、必要に応じて協議会に委員以外の者の出席を求め、又は他の方法で意見を聴くことができる。

(部 会)

第7 協議会に、専門的な事項を検討するため、必要に応じて部会を設置することができる。

- 2 部会の運営に必要な事項は、別に定める。

(会議の公開等)

第8 会議(部会の会議を含む。以下同じ。)並びに会議録及び会議に係る資料(以下「会議録等」という。)は、公開する。ただし、座長、部会長又は委員の発議により出席委員の過半数により議決したときは、会議又は会議録を公開しないことができる。

2 会議又は会議録等を公開するときは、座長又は部会長は、必要な条件を付することができる。

(庶 務)

第9 協議会及び部会の庶務は、東京都保健医療局医療政策部医療政策課において処理する。

(補 則)

第10 この必要に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は、座長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成7年6月23日から施行する。

(任期の特例)

2 この要綱の施行後、最初に任命する委員の任期については、第4の規定にかかわらず、平成9年3月31日までとする。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、決定の日から施行し、令和5年7月1日から適用する。